

意匠審査および審査の基本

基本的な考え方

- 大阪地下街株式会社・広告掲出検査基準(2019年10月1日制定)及び2021年広告審査基準捕捉に基づき意匠審査を行う。
- 大阪市の公共通路であることと、商業施設という環境に基づき判断する
- 社会情勢の変化に応じて適宜見直しを行う
- 意匠変更または内容変更をする場合も同様の意匠審査を行う
- 不適切とみなされる場合には表現内容の変更を求め、それに応じない場合は承認を取り消すことがある
- 広告掲出においてデジタルサイネージは音響は使用できない
- 審査は大阪地下街株式会社が作業を委嘱する窓口にて行う

審査の基本

- 肖像権、著作権、商標権等の無断使用はないか
- 医療法、不当景品類及び不当表示防止法等各種の規定に違反していないか
- 条例及び行政機関が策定する各種指針等に抵触していないか
- 消費者保護の点で適切か
- 人権侵害、差別表現、名誉棄損等のおそれはないか
- 暴力・射幸心・投機を煽るおそれはないか
- 不安や不快な念をもたらしさないか
- 青少年保護の点で適切か
- 暴力団や殺人その他反社会的なことがらを容認することはないか
- 裸体や性について露骨、ひわいな表現はないか
- 政治宣伝・宗教宣伝を主目的としていないか
- 人権侵害・名誉棄損等のおそれはないか
- 美観を害したり、公衆に不快の念を与えたりしないか
- 地下街及び地下街関連企業に不利益を及ぼすおそれはないか

表現の規制の原則

- 誇大・不当表示、誤解を与える表現があるもの
- 比較広告に当たる表現
- 売名行為につながる表現
- 連合広告とみなされるもの
- 業種・商品ごとの表示規制等
- ・ 学校
- ・ 塾予備校、英会話・外国語教室等

- ・ 外国大学の日本校
- ・ 資格講座
- ・ 病院・診療所
- ・ 施術所
- ・ 避妊具及び生理用品等
- ・ コンタクトレンズ
- ・ 医薬品等
- ・ 健康食品
- ・ レジャー施設(スポーツクラブ、リゾートクラブ、ゴルフ場等)
- ・ 映画・興行・ゲーム類
- ・ 公営競技
- ・ パチンコ
- ・ 雀荘
- ・ たばこ
- ・ 複合カフェ(インターネットカフェ・漫画喫茶・カラオケルーム等)
- ・ 宗教・宗派及び教団・教祖や付属出版社等が発行する出版・映画等
- ・ 労働組合等
- ・ 不動産
- ・ 弁護士、司法書士及び行政書士
- ・ アルコール飲料
- ・ エステティックサロン
- ・ 貸金業(消費者金融業)
- ・ 下着
- ・ 旅行業
- ・ 複合リゾート(IR)
- ・ 仮想通過交換業者
- ・ マッチングアプリ
- ・ ライブ配信アプリ

※審査基準については運営会社の都合により変更する場合があります。お申し込み時にご確認ください。